

豊前市条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊前市の契約に係る条件付一般競争入札の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 設計金額が5百万円以上の土木一式工事。

(2) 上記以外で市長が必要と認めたもの。

2 対象工事の選定は、指名委員会の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加資格の要件)

第3条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 豊前市の建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格者であること。

(3) 対象工事に対応する工種について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。

(4) 豊前市及び福岡県において指名停止期間中でないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。

(7) その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者。

(公告)

第4条 市長は、当該対象工事を条件付一般競争入札に付そうとするときは、令第167条の6及び豊前市財務規則96条の規定により公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類で市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 施工実績調書（別記第2号様式）

(2) 配置予定技術者調書（別記第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、豊前市条件付一般競争入札参加資格確認通知書（別記第4・5号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により条件付一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。

(2) 第5条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(3) 前各号に掲げる者のほか条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(設計図書)

第8条 対象工事の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 市長は、前項に代えて、設計図書の販売を行うことができる。

(質問及び回答)

第9条 設計図書に関して質問がある者は、質問書を提出期限日までに、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答期限日までに回答するものとする。

(入札の執行)

第10条 入札の執行回数は1回とする。

2 入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

3 入札参加者が1者となったときにおいても、入札を執行するものとする。

(その他)

第11条 条件付一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

この要領は、平成28年11月10日から実施する。